

◆ 裁判員制度回答書 比較一覧表

	日弁連実現本部第2部会第1次案の骨子	本回答書の骨子
総 論		第1次案は、多くの論点について、当会の前回の回答書の内容を採用・反映したものとされており、また、前回の諮問内容の問題点として指摘されていた刑事司法制度全体の改革を志向したものとされている点で、基本的に評価できる。 しかし、以下の点に問題がある。 ①現在の刑事裁判の実態(事実が争われるケースの大多数において自白調書等の任意性・信用性が問題となっている)を根本的に改革するためには、取調べの可視化が不可欠であり、裁判員制度導入にあたっての証拠法則や証拠能力の判断手続、証拠調手続等の制度設計を考える上でも、実は、取り調べ可視化が本当に実現するのか、実現するとして殿程度の可視化が実現するかという点が極めて大きな意味を持つ。このような観点から見たとき、第1次案の取調べの可視化の位置付けは弱すぎる。より中心的論点として問題提起していく必要がある。 ②官僚的裁判官制度の下における無罪推定原則の形骸化の問題は、裁判員制度の導入によって、大きく改革される可能性を秘めているが、そのためには、少なくとも、裁判員と裁判官の人数構成が適正なものでなければならない。この人数問題は、より優先的な問題として位置付けていく必要がある。
1 対象事件	裁判員制度の対象事件は、①法定合議事件(裁判所法26条2項2号)、②その他の事件で被告人が選択した事件とする。 被告人の辞退の可否については、裁判員制度の具体的制度設計や刑事司法改革の具体的中身がどのようなものになるかという情勢をもにらみつつ、さらに検討を重ねる必要がある。	第1次案に基本的に賛成。 「被告人の辞退の可否」及び「量刑判断への関与あるいは被告人の認否による区別」については引き続き検討中である。
2 争いがある事件と争いのない事件の区別	○争いのある事件の手続と争いのない事件の手続を区別すべきである。 ○この手続の区別は、裁判官のみが関与して公開法廷で行われる期日(仮称「答弁期日」)において行う。 ○争いのない事件では、仮称「簡略な有罪認定手続」と量刑手続が行われる。	以下の点を除き、第1次案に賛成。 1 争いのある事件とない事件の区別の基準について 「争いのある事件」には、「公訴事実の一部に争いのある場合」だけでなく「量刑判断に影響を与える罪体に関する事実に関し争いのある場合」を含むと解すべき。 2 仮称「答弁期日」の手続について 1のように考える以上、答弁期日においては、起訴状朗読だけでなく、冒頭陳述まで行う必要がある。 また、争いがあるか否かは、「被告人及び弁護人の意見を基本として(又は最大限尊重して)決定される」ものとしなければならない。 3「簡略な有罪認定手続」について 起訴状朗読及び冒頭陳述に続いて、被告人が争わない旨の答弁を行う。 補強証拠は、検察官作成にかかる要約調書(又は検面調書の要約)を利用し、弁護人の同意の上で、法廷でそれを読み上げるものとする。
3 集中審理・連日的開廷を可能ならしめる制度	集中審理・連日的開廷を可能ならしめるために、 ・保釈(起訴前・後)の原則化等勾留制度の改善 ・接見交通権の実質的保障 ・国費による弁護人に対する十分な費用保障 ・弁護人に対する何らかの調査権限の付与 等の制度的保障を確立する。	1 保釈(起訴前・後)の原則化等勾留制度の改善について 第1次案に基本的に賛成である。 しかし、保釈制度の改革に重点がおかれ、その前提をなす勾留制度の改革の視点が弱くなっている点が問題。 ①勾留要件の見直し、②勾留理由開示の実質化(1勾留1開示の見直し)、③勾留取消制度の実質化等を具体的に提案すべき。 2 接見交通権の保障について

◆ 裁判員制度回答書 比較一覧表

		第1次案に基本的に賛成であるが、構成が悪い。 刑訴法39条3項の削除、81条の削除を前置すべき。 3 国費による弁護人に対する十分は費用保障について 第1次案に基本的に賛成。 RCCの報酬基準（タイムチャージにより1時間二万円、移動時間1万円）が目安。
4 証拠開示	以下の骨子に基づく証拠開示制度を導入すべきである。 ・検察官は、起訴後直ちに、弁護人又は被告人に対し、検察官が所持する全ての証拠の目録（標目）及び内容（要旨）を記載した書面を交付しなければならない。 ・弁護人又は被告人は、検察官に対し、起訴後、検察官が請求する予定の全ての証拠及び検察官が交付した証拠の目録（標目）に記載されたその他の全ての証拠の閲覧・謄写を請求することができる。なお、少なくとも検察官が請求する予定の全ての証拠については、検察官は弁護人又は被告人に対し、起訴後直ちにその写しを交付すべきである。 ・検察官が、証拠の閲覧・請求に応じないときは、弁護人又は被告人は、裁判所に対し、証拠開示命令を請求できる。 ・裁判所は、弁護人又は被告人から請求があったときは、検察官に対し、証拠開示命令を発することができる。裁判所は、証拠開示命令の審理に際し、検察官に当該証拠の提示をさせることができる。（イン・カメラ制度）。 ・司法警察職員は、起訴までに、所持する全ての証拠を検察官に送付しなければならない。 ・弁護人又は被告人に開示していない証拠を検察官あるいは司法警察職員が保持していることが明らかになったときの厳格な制裁規定を設ける。	全面的証拠開示制度は、最も優先性の高い不可欠の改革である。 1 全面的証拠開示の原則化 ① 起訴後直ちに検察官は、捜査一件記録の全リストを開示の上、同時に原則として、その証拠全部を開示する。検察官は、具体的弊害を主張疎明することによってのみ、例外的に開示しないことができる。例外要件は、証人威迫や保護の必要性が高いプライバシー情報が第三者の目に触れる具体的蓋然性がある場合に限られる。 ② 上記非開示の判断は、公判裁判体とは別の裁判体が行う。インカメラの導入。 ③ 捜査記録の全リストの作成は、捜査段階において、事件の経過に従ったリアルタイムの作成の義務付け。 リストに存在しない証拠、リアルタイムで作成されなかった証拠は使用できず、リストの虚偽記載・記入懈怠は公訴棄却事由。 2 リアルタイムのリスト作成のための制度提案 リアルタイム作成を担保する制度が必要。 検察庁に捜査に関与しない特別の部署を設け、ここに毎日取り調べ警察官からリストをファックスさせ、これを保管し、起訴後に直ちに開示する。 捜査密行の原則にも反しない。
5 公判準備手続	○公判準備手続は、4項記載の証拠開示を前提にした争点整理に基づいて有効な審理計画を立てることを目的とする。 ○公判準備手続は、起訴後検察官による証拠開示が行われ、「答弁期日」（仮称）が開廷され、当事者の準備期間（7項参照）を経た段階（あるいは、当事者の準備活動と平行しつつ）行われる。 ○公判準備手続では、争点整理、証拠調べ請求手続、証拠の採否（証拠能力の判断を含む）に関する決定手続、公判期日の確定等の手続が行われる。 ○争いのある事件の事実認定手続における公判準備手続の裁判官とその後の公判手続等に関する裁判官は区別する。	1 基本的に賛成。 2 公判準備手続の内容について ①公開すべき。 ②被告人の出席及び発言権を認めるべき。 ③公判準備後の補充捜査は禁止。 ④公判審理開始後の訴因変更は原則として禁止。 3 公判準備手続裁判官と公判裁判官 争いのある事件については、異なる裁判官が担当する必要があるが、ない事件については、同一裁判官でも良い。 大阪案は争いのある事件の範囲を広く捉えている以上、問題ないから。
6 証拠能力の判断手続等	○証拠能力の判断に裁判員が関与することが望ましい場合もありうるが、そもそも証拠能力の判断に裁判員が関与すべきか否か、関与するとしてどのような場合に裁判員が関与するのか、またその場合の具体的手続き等についてさらに検討する。 ○証拠能力の判断以外の訴訟手続上の問題及び法律問題に裁判員が関与するのか否かについても、具体的にどのような問題が存在するかを検証しつつさらに検討する。	証拠能力の判断にも、純然たる法律問題を除き、裁判員を関与させるべきである。
7 準備期間	証拠開示後「答弁期日」が開廷されるまでの間、「答弁期日」後公判準備手続が開始されるまでの間、公判準備手続が行われている間、公判準備手続終了後公判手続開始までの間のいずれにおいても、必要かつ十分な準備期間（ウエイティング・トライアル）を保障すべきである。	第1次案に基本的に賛成。 但し、準備期間を当初から期間が確定したものと捉えている点は疑問。期間設定の柔軟性は残す必要がある。

◆ 裁判員制度回答書 比較一覧表

8 裁判員と裁判官の数、裁判官の在り方	○裁判官の数は1名又は2名を原則とすべきである。 ○裁判員は少なくとも9人以上とすべきである。	1 裁判員9人以上は賛成。 しかし、裁判官の人数は1人にすべき。 2 現在の部制度を前提として裁判官を複数とする制度には強く反対。 3 難しい法的論点を含む場合に裁判官を複数とする意見、重罪と軽罪で区別すべきとの意見には反対。 ※裁判官一人説は、現在のキャリア制度を根本的に改革する可能性を秘めている。
9 裁判員の選任	○選挙人名簿から具体的事件における裁判員選任手続のための裁判員候補者の選任に至るまでの間は常に無作為抽出で選任すべきである。 ○資格要件、欠格事由、排斥事由、辞退事由（免除事由）を設ける。 ○理由つき忌避及び理由なし忌避の双方を認めるべきである。 ○裁判員候補者に対する当事者の質問権を認めるべきである。	第1次案に基本的に賛成。 但し、欠格事由に関して、「日本語の読み書きができず、あるいは話せない者」を欠格事由とするのは反対。
10 直接主義・口頭主義の徹底	○裁判員制度における公判期日では、徹底した直接主義・口頭主義に基づいた弁論と証拠調べが行われるべきである。 ○供述証拠に関する証拠調べ請求は、原則として人証によらなければならない。 ○刑事訴訟法321条1項2号（国外にいる場合以外の供述不能の場合を除く）、3号、322条1項を廃止するなど伝聞法則を厳格化する。 ○裁判官と裁判員の評議・評決は、審理終了後直ちに行わなければならない。 ○評議において訴訟記録を参照するのは確認の範囲にとどめるべきである。 ○公判手続の更新は認めない。	1 徹底した直接主義・口頭主義及び伝聞法則の厳格化には賛成。 2 しかし、第1次案が、直接主義・口頭主義の徹底を裁判員制度に限定しているように読める点には疑問が残る。 3 また、第1次案が伝聞証拠の328条の適用についても否定している点には疑問がある。 実際の刑事裁判では、弁護側が検察官側証人の弾劾証拠として利用するケースが多く、328条を全面的に否定したとき、弁護側が武器を奪われることになりかねない。しかし、他方、328条の適用によって調書それ自体を証拠とすることにはやはり問題がある。弾劾証拠と実質証拠の区別が困難だから。従って、この点については、慎重の検討する必要がある。
11 裁判員の質問	○裁判員の証人等に対する質問権を認める。 ○裁判員が証人等に質問するには、あらかじめ、その旨を裁判長に告げなければならない。	裁判官・裁判員のいずれについても、証人に対する質問権は認めない。 質問が斜問的探索的になる危険性が高い。
12 裁判官の説示の有無、方法	○裁判長は裁判員に対し、公判廷において、冒頭説示、中間説示、最終説示等必要な説示を行うべきである。 ○裁判長は、最終説示の内容について、あらかじめ当事者の意見を聞かなければならない。 最終説示に対する当事者の意義を認めるべきである。	第1次案に基本的に賛成である。 但し、説示は全て当事者が立ち会った公開の法廷で行われなければならない。 説示の適正を担保するのが当事者の異議権であり、これは説示が公開法廷で行われて初めて可能なものである。 公判程度の裁判員に対する説明は、無罪推定原則を担保する上で極めて重要。 なお、裁判官の説明等の適正を担保する制度として、「裁判員が裁判官の評価を行って評価アンケートを提出し、それが人事評価の資料となる」という制度を創設すべき。
13 評議・評決・判決	○評議のあり方 ・ 評議は裁判長が主催する。 ・ 評議は審理終了後直ちに、独立の評議室において、評決に至るまでの間原則として継続して行う。 ・ 裁判官及び裁判員は、評議前に、訴訟手続上の問題等について議論すること意外、事件について話し合ってはならない。 ・ 裁判官だけで、評議開始後に事件について話し合ってはならない。 ・ 裁判員が、主体的実質的に評議に関与できるための評議のルールを策定する。 ○評決のあり方 A案 ・ 評決は全員一致とする。	1 評議の方法について 前回回答書（大阪方式）のとおり。 2 評決の方法について 有罪判決を下すには、原則として全員一致とするが、一定時間評議を尽くしても全員一致に達しない場合には、4分の3以上の特別多数決によるものとする。 量刑についても、同様とする。 特別多数は、各争点毎に必要とする。 3 判決のあり方について 検察官の不利益上訴を認めないのであれば、無罪判決に理由はいらぬ。

◆ 裁判員制度回答書 比較一覧表

	B案 ・ 評決の方法は、全員一致を目指しつつ、少なくとも裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人の不利な決定をすることはできないようにすることを前提にした特別多数決制とすべきである（但し、死刑を選択するには全員一致を必要とする）。 ・ 評決は、書面による秘密投票とする。 ○判決のあり方 ・ 判決は、評議終了後直ちに公判廷で宣告する。 ・ 判決書は、判決宣告後、直ちに作成する。 ・ 判決書では、説示に示された争点ごとに、その理由を記載する。	
14 独立評決制	一定の場合（準起訴手続対象犯罪、公務執行妨害罪、名誉毀損、わいせつに関する犯罪等）に、裁判員だけで事実認定を決定する独立評決制を設けるべきである。	第1次案に基本的に賛成。 独立評決性の利点は、評決方法に関する上記の大阪方式で解消されうる点もあるが、なお、大阪方式では解消しきれない利点があることから、引き続き導入の可能性を検討すべきである。
15 量刑手続	○ 争いのある事件では、有罪・無罪の認定手続と量刑手続を区別すべきである。 ○ 量刑手続の主張立証も、直接・口頭主義に基づき実施されるべきである。量刑判断のための新たな制度(たとえば、量刑専門家制度)を導入すべきである。	第1次案に基本的に賛成。 量刑資料に関する科学的な調査制度として、独立性が担保された形で、家裁における調査官制度類似の制度を創設すべきである。
16 上訴の在り方	○事実誤認及び量刑不当を理由とする被告人に不利益な検察官控訴を禁止する。 ○控訴審に裁判員が関与すべきか否かについてはさらに検討するが、裁判員が関与する控訴審の場合は、控訴審の裁判員数は一審の裁判員よりも多くし、直接主義・口頭主義に基づく審理にすべきである。 ○裁判官のみによる控訴審の場合は以下のようにすべきである。 ・ 審理方法は現状のとおり事後審とする。 ・ 一審判決を破棄するときは原則として差し戻すものとする。 差し戻し後の一審審理も旧一審と同程度の直接主義・口頭主義に基づく審理とする。	1 事実誤認・量刑不当を理由とする検察官公訴を禁止する点については賛成。 2 控訴審も裁判員裁判を導入すべきである。その場合、1裁判員の数よりも多くすべきとの第1次案には賛成。 手続は以下のとおり。 ① 1審の公判手続を全てビデオ録画し、かつ、速記官による速記録を作成する。 ② 検察官控訴は禁止されるので、控訴審では、控訴人が提起した控訴趣意に従って、公判前に公判準備手続を行い、裁判員の選任前に、1審の審理に付け加えて検討すべき問題点を整理し、そのための証拠調べの調整・証人の採否を決定する。 ③ 公判では、まず、裁判員・裁判官が、1審のビデオを全て見て確認する。その上で、それに付け加えるべき証人尋問等を行う。その後、検察官、弁護人の意見を聞いて、評決作業に入る。
17 裁判員の主体的・実質的関与を可能にする工夫	○裁判員（候補者を含む）に対する説明を繰り返し行う。 ○裁判員が主体的・実質的に関与できるような法廷構造等とする。 ○法曹は、裁判員にわかりやすい訴訟進行を心がける。 ロースクール教育に裁判員制度のもとでの訴訟活動のカリキュラムを設ける等研修制度を設ける。	1 単なる運用上の工夫にとどめるのではなく、少なくとも、主体的・実質的関与を保障する制度を関係法令に定める必要がある。 2 裁判員への説明において最低限必要な事項は法律で定める必要がある。 3 評決に関する大阪方式を前提にすると、法廷構造は裁判官席と裁判員席を分離するのが自然。 4 裁判員にわかりやすい訴訟進行の工夫、ロースクール教育等については基本的に賛成。
18 裁判員の出席が容易になるための工夫	○裁判員（候補者を含む）に対する旅費・日当等を充実したものとする。 ○従業員が裁判員になることを使用者が妨げては成らない旨を明示する（労働基準法7条参照）。 ○裁判員制度についての日常的広報・啓蒙活動を継続的に行う。 仮称「裁判員協会」（検察審査員協会参照）を作る。	1 第1次案に基本的に賛成。 2 旅費日当について 平均賃金より高めに設定されるべき。日当は2万円+αが妥当。 3 裁判員協会については引き続き検討を要するが、官主導ではなく、弁護士会等が中心となって、市民が参加できる経験交流の場を多数回、積極的、継続的に設営することも一案として考えられる。
19 報道の在り方	○報道に対する新たな法的規制は定めないが、裁判員あるいは裁判員候補者に予断や偏見を与えない報道を工夫すべきである。	1 報道に対する新たな法的規制については引き続き検討中である。 2 取材目的の接触禁止については賛成。

◆ 裁判員制度回答書 比較一覧表

	裁判員あるいは裁判員候補者に取材目的で接触すべきでない。	
20 裁判員への接触禁止等	○ 裁判員の守秘義務を規定する。 ○ 裁判員への接触禁止（贈収賄禁止含む）規定を設ける。 裁判員の安全保持に関する具体的規定を設ける。	第1次案に基本的に賛成。
21 裁判員制度をよりよい制度とするための刑事手続の改革	代用監獄の廃止、取調べの可視化等自白中心主義の捜査の改革等刑事手続の改革がなされるべきである。	以下の点を除き、第1次案に賛成。 1 取調べの可視化の重要性と優先性 取調べの可視化は、「裁判員制度をより良い制度とするため」のものにとどまらず、集中審理実現のためには捜査過程の透明化が不可欠であるという意味において、「裁判員制度実現のために必要不可欠」なものである。何よりも優先されるべき課題である。 2 322条1項の廃止は不可欠。 弾劾証拠として用いる場合でも、調書そのものは法廷に顕出されるべきではない。テープ録音、ビデオ録音が不可欠であり、任意性の要件とされるべき。 3 取調べの可視化のレベルについて 審議会の意見書では、テープ録音・ビデオ録画の導入を将来的課題とし、書面による記録化を選考さえっとしているが、その場合には、最低限の担保措置として、取り調べ過程を記録した書面の虚偽記入・記入懈怠は、当該捜査段階での供述の証拠能力を全面的に失わせるものとしなければならない。 また、書面による記録化はリアルタイムで行われなければ成らない。その担保手段は、上記（証拠開示）のとおり。 4 速記制度の維持発展も、裁判員制度にとって、必要不可欠なものである。